

Kビジョン放送基準

(総 則)

ケーブルテレビ放送は、ケーブルテレビの健全な発達普及を促進し、もって公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを使命とする。われわれは、この自覚に基づき、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる。番組の企画、制作、放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を発揮し、内容の充実に努める。

1. 正確で生活に役立つ地域情報の提供
2. 正確で迅速な報道
3. 健全な娯楽
4. 教育・教養の進展
5. 児童および青少年に与える影響
6. 節度を守り、真実を伝える広告

次の基準は、当社が自主制作する番組、広告及び、自主放送に適用する。

第1章 (人権)

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 個人情報取り扱いには十分に注意し、プライバシーを侵すような扱いはしない。
- (4) 人種・性別・職業・信条などによって取り扱いを差別しない。

第2章 (法と政治)

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような扱いはしない。
- (2) 国際親善を妨げるような問題は、その取り扱いに注意する。
- (3) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (4) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (5) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (6) 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする必要がある。
- (7) 政治・経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

第3章 (児童及び青少年への配慮)

- (1) 児童及び青少年に与える影響を考慮し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。
- (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損うような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり、傷つけたりしないように配慮する。

(3) 武力や暴力に関することを表現するときは、青少年に対する影響に配慮しなければならない。

(4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

第4章 (家庭と社会)

(1) 家庭生活を尊重し、これを破損ないし乱すような思想を肯定的に扱わない。

(2) 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。

第5章 (教育・教養の向上)

(1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを放送する。

(2) 教育番組は、視聴者の一般的教養の向上を図り、文化水準を高める内容とするように努める。

第6章 (報道の責任)

(1) ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけたりしないように注意する。

(2) 取材・編集に当たっては、一方に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する。

第7章 (宗教)

(1) 宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。

(2) 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定したりする内容にならないように留意する。

(3) 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

第8章 (表現上の配慮)

(1) わかりやすい言葉と文字を用いるように努める。

(2) 不快な感じを与える下品、卑わいな表現は避ける。

(3) 人心に動揺や不安を与えるような表現は取り扱わない。

(4) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず否定的に取り扱う。

(5) 犯罪については、法律を尊重し、犯罪行為を肯定したり、犯罪者を英雄扱いしたりするような取り扱いはしない。

(6) 性に対する問題は、まじめに品位を失わないように取り扱う。

(7) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように注意する。

(8) いわゆるショッピング番組は、関係法令を遵守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損うものであってはならない。

(9) 細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、別紙「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」に準拠し、視聴者の身体への影響に十分、配慮する。

第9章 (広告の責任)

(1) 広告は真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならず、関係法令などに反するものであってはならない。

- (2) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- (3) 広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないように注意する。
- (4) そのほか、2003年8月20日制定の「Kビジョン広告放送倫理基準」を遵守する。

第10章 (懸賞)

- (1) 報酬や商品だけで視聴者を惹きつけたり、過度に射幸心をそそいだりしないように注意する。
- (2) 懸賞番組については、応募者または参加者のすべてが、公正な審査により技能に応じて賞が受けられるように配慮する。

第11章 (訂正)

- (1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

第12章 (制定)

自主制作番組・放送番組基準は、2007年1月1日に制定する。

改正 2015年1月20日から実施

<アニメーション等の映像手法に関するガイドライン>

1. 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。

(1) 「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。

(2) 避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1を超え、かつ、輝度変化を10%以上の場合を基準とする。

(3) 前項(1)の条件を満たした上で(2)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化を20%以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。

2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。

3. 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が画面の大部分を占めることも避ける。